

海外事務所だより

シドニー事務所

お酒にまつわるエトセトラ
in オーストラリア

(一財)自治体国際化協会シドニー事務所所長補佐 迫田 明巳(北海道鹿追町派遣)

2014年2月24日にオーストラリア最大の都市シドニーを抱えるニュー・サウス・ウェールズ(NSW)州で新たなアルコール規制が導入されました。ここでは、その規制の概要と導入に至った経緯、そしてそのほかアルコールにまつわる話を紹介していきたいと思えます。

「ワン・パンチ」が引き金となった 今回の規制

「ワン・パンチ」という言葉を聞いてピンと来る方はまずいないでしょう。ですが、言葉のとおり「一発のパンチ」なのです。2012年6月に当時18歳の少年が、シドニー随一の繁華街キングス・クロスで、当時19歳の酔っ払った若者から突然「ワン・パンチ」を浴び、打ち所が悪く2日後に死亡するという事件がありました。2013年の大晦日にも同様の事件で18歳の少年が亡くなっています。このような痛ましい事件が引き金となり、NSW州政府は以下の内容を主とするアルコール規制を導入しました。

- ・シドニー中心部でのパブや会員制クラブなどにおける午前1時30分以降の入店および午前3時以降のアルコール提供の禁止(ただし、定員60人未満の小規模な店舗やレストラン、観光客宿泊施設は除く)。
- ・NSW州全域でのアルコール販売店における午後10時以降のアルコール販売の禁止。
- ・新規のアルコール取扱許可発行を2年間凍結。

また、アルコール関連で警察官がその場で課すことができる「反社会的行動」に対する罰金も大幅に強化され、「酔っ払って注意に従わない行為」は現行の200ドル(約19,000円)から1,100ドル(約105,000円)に跳ね上がりました(2014年3月31日から適用)。刑法も改正され、飲酒影響下における傷害致死罪の刑期の上限が25年に引き上げられ、最低を8年と明確に定めたほか、傷害罪の刑期の上限もそれぞれ2年引き上げられ、最低3～5年の刑期が導入されました(2014年1月31日から適用)。

さらには、キングス・クロス内で120人以上収容が可能な35軒のパブは、「最も危険」であるとされ、入店時の身分証明書のスキャンが義務付けられることとなり(2014年半ばまでには導入予定)、問題行動を起こした者の情報をパブで共有し、パブへの立ち入りを最大1年間制限するなどの対策も取られることになっています。



ボクシングの元世界チャンピオンが「ワン・パンチ」の危険性をPR
(出典：NSW州政府ホームページ)

新たな制度の導入に、2人の少年の死亡事件が引き金になったのは事実ですが、それまでもアルコールのガラス容器を武器として相手に怪我を負わせる「グラッシング」という事件が多発するなど、アルコールにまつわる問題は決して少なくはありませんでした。

では、それまでのNSW州内におけるアルコール規制が緩かったのかというと、そういう訳ではありません。

これまでも 決して「緩く」はなかった アルコール関連規制

まず、NSW州内でアルコールの取り扱いを行うためには、「Liquor License」というアルコール取扱許可が必要となり、取扱許可は店舗の規模や店舗内でのアルコール提供の有無など目的の違いによって7種類に分類されています。

許可申請の種類によっては、申請前に地域住民との協議が必要になるほか、管轄の地方自治体（カウンスル）との協議も必要になります。最終的な許可決定は専門の機関によって行われますが、必要に応じて、警察機関の審査やカウンスルの開発許可を得なければならない場合もあり、取扱許可の取得は決して容易なことではありません。

そのようなこともあり、日本のようにスーパーマーケットやコンビニエンスストアでアルコールを買うことはもちろんできませんし、飲食店においてアルコールの提供を行わない店が多いのも日本との違いといえるでしょう。ただし、お酒のサービスが受けられない場合でも客が自分でアルコールを持ち込むことができる店もあります。このシステムは「BYO (Bring Your Own)」と呼ばれ、一般的には外観で客の目のつきやすいところにその表示がされています。

アルコール規制の歴史をたどれば、規制が厳しかった頃には、パブは夕方6時までしか営業することができず、5時に仕事を終えた労働者たちが大急ぎでパブに走り、6時に締め出される前に急いでビールを飲み干していた時代があったそうです。これではお客も落ち着かず、パブだって儲か

りません。ただし、例外があり、ホテルにあるパブでは、宿泊客はいつまでも飲んでいてよかったです。どのパブも「ホテル」と名を変え、実際に宿泊施設も兼ねるようになりました。現在はそのような規制はありませんが、当時の名残で「ホテル」と名乗るパブが多く存在しています。(注1)



シドニー最古のパブ「ロードネルソンホテル」

また、2004年からはアルコールの販売や提供に関わるすべての者に対して、RSA (Responsible Service of Alcohol) Trainingという所定の講習が義務付けられました。専門学校や関係機関で受講が可能となっており、受講終了後には、「Competency Card」という証明書が交付され、業務従事時には常に携帯しなければなりません。

このように「取扱許可」や「RSA Training」という制度だけみても、決して日本と比較して「緩い」制度とはいえないでしょう。

また、前述の「グラッシング」などの事件に対しては、2008年10月末から基本的に24時間連続のアルコール提供が禁止（連続する24時間の中で、最低6時間はアルコールを提供しない時間を設定することが義務付けられた）されたほか、暴力事件が多い上位48軒のパブに対しては「午前2時以降の入店禁止」、「午前0時以降のガラス容器でのアルコール提供の禁止」や「午前0時以降は1時間毎に10分間のアルコール提供禁止時間を設けるか、または、客に対し積極的に食事や水の提供に努めること」などの制限が新たに課せられていました（2009年12月には、年間の事件数が少ないパブについては一部規制が緩和されている）。

さらに、2009年7月以降、シドニー中心部においては新規のアルコール取扱許可が凍結され（今回の規制で範囲および期間はさらに拡大された）、また、2011年10月には「3ストライク規制」が導入され、パブが重大な規則違反をした場合に、2回目の違反ではアルコール提供時間の制限、3回目の違反では取扱許可の停止または取り消しなどの罰則が課されることになりました。このような対策を見ても、アルコールに対しては厳しい姿勢で対応してきたといえるでしょう。

「酔っ払い」は、お家に帰りなさい!

NSW州では100年以上も前から、酔っ払った状態の者に対してアルコールを提供することが禁止されています。そのようなこともあり、人気のあるパブや深夜の時間帯、週末などには入口にセキュリティガードがおり、泥酔者などの入店を拒否しています。また、年齢確認のために身分証明書の提出を求められることも珍しいことではありません。

では、入店時には酔っ払っていなくても、入店後に酔っ払ってしまった場合はどうでしょうか。その場合には、店員からアルコールの提供が拒否されることもあれば、セキュリティガードに退店を命じられることもあります。基本的には、店内でウトウトしはじめたり、足元が少しふらつきだしたり、お金の計算を間違ったりすると、そのような対応を受けると考えていいでしょう。さらに、パブが週末や休日の遅い時間帯に営業をする場合には、1人ないし2人の「RSA marshal」の配置が義務付けられています（セキュリティガードが兼ねる場合もあります）。RSA marshalは、アルコール提供者がルールを守ってサービスの提供を行っているかどうかを監視するほか、店員のサポートのために、客のアルコール摂取状況の確認、酔っ払った客の監視、客同士の喧嘩の仲裁などを行うことが役割となっています。

また、一般的に公共の場所での飲酒のマナーやルールも厳しく、カウンシルの権限において飲酒禁止区域（Alcohol-free zone、Alcohol Prohibited Area）も定められています。



Alcohol-free zoneを示す看板

先住民に対するアルコール制限

古くは、先住民に対してアルコールの提供を行うことも禁止されていましたが、NSW州では1946年にその条項は法律から削除されています。

しかし、同州の北に位置し、ケアンズやゴールドコーストなどの観光地で日本人にも人気のクイーンズランド（QLD）州では、先住民の健康を守ることを目的として、先住民の居住地域におけるアルコール制限が行われています。地域によって制限の内容は異なりますが、その地域内での飲酒はもちろん、持ち込みさえも禁止されている地域が存在し、2010年にアルコール所持を理由に先住民コミュニティの住民に罰金が課された事件では、「アルコール制限自体が人種差別法に違反するのではないか」と裁判で争われ大きな議論を呼びました。なお、2013年7月に連邦最高裁判所は、QLD州政府のアルコール制限を支持する判決を下しています。

おわりに

ここでは、オーストラリア・NSW州のアルコール規制の「厳しい側面」に着目してきましたが、飲酒関連の事件やルールによって萎縮したオージーが目につくことは一般的には稀といえるでしょう。ラグビーやクリケットなどお気に入りのスポーツを友人とパブで見ながらビールを楽しむ人、休日に家族とカフェで昼食を取りながらワインを楽しむ人、ひとりでビールを飲む日本人の私に気さくに声をかけてくれるオージーの方が大多数でしょう。（注1）（株）ダイヤモンド社『地球の歩き方シドニー・メルボルン』